

税のお知らせ

市税は納期内に

今月は個人市民税・府民税(普通徴収分)第3期分の納期です。10月31日(金)までに、近くの金融機関やコンビニエンスストアで納付して下さい。また、口座振替(自動振込)を利用の人は預金残高を確認して下さい。

問合先 納税課(☎69992・1851~1854)
キャッシュカードで市税の口座振替手続きができます

個人市民税・府民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税の口座振替手続きとして、10月から新たにキャッシュカードによる口座振替受付サービスを開始します。納税課窓口で専用端末機に取扱い金融機関のキャッシュカードを通し暗証番号を入力すると、その場で簡単に口座振替の申し込み手続きが完了します。納め忘れもなく、安心で便利な口座振替をぜひ利用して下さい。ただし、対応していない金融機関がありますので、詳しくは問合せ下さい。

問合先 納税課(☎69992・1851~1854)
ご存知ですか? 固定資産税・都市計画税(償却資産)

固定資産税は、毎年1月1日(これを「賦課期日」といいます。)現在に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している人に課税されます。このうち、償

に調査を行っています。この調査は、平成27年度の固定資産税の評価額を算定するためのものです。市内の調査も行いますので、ご協力をお願いします。

調査にあたる職員は、固定資産評価補助員証を携帯していますので、提示を求めして下さい。

問合先 課税課家屋係(☎69992・1474)

「公的年金等の扶養親族等申告書」の提出

各公的年金等支払者(年金機構、共済年金など)では公的年金などの支払額が所得税の課税対象となる人(扶養親族等申告書)を郵送していただきます。扶養状況の内容を確認し、正しく記入のうえ返送して下さい。

なお、今回提出する書類は平成27年分(平成28年度個人市民税・府民税)の支払いに対する控除内容となり、それ以前の支払いに対する控除内容の変更については、問合せ下さい。

問合先 課税課市民税係(☎69992・1456)

家屋調査を実施中

市では、新・増築や取り壊しのあった家屋を対象

問合先 課税課土地係(☎69992・1474)

市税の夜間・休日納付相談

平日、仕事などで忙しい人や、病気・失業などで市税を納付できない人は利用して下さい。

夜間 10月23日(木)19:30まで
 休日 10月26日(日)10:00~15:00

ところ 納税課(市役所1号別館2階、☎6992-1851~1854)

※来庁時は、夜間休日出入口(正面玄関側)を利用して下さい。
 ※納付相談などに車で来庁した人を対象に、相談時間帯のみ臨時駐車場を夜間休日出入口前(正面玄関側)に設置していますが、駐車台数に限りがありますので、ご協力をお願いします。

国民健康保険 被保険者証(保険証)が新しくなります ~11月1日(土)から~

現在使用中の保険証は、平成26年10月31日(金)まで有効です。新保険証(桃色)を10月6日(月)~31日(金)までに簡易書留郵便で各家庭に郵送します。不在通知が入っていた場合は、必ず郵便局に連絡して下さい。

なお、新しい保険証が10月31日(金)までに届かない場合や記載内容に変更がある場合は、保険課まで連絡して下さい。

問合先 保険課給付係(☎69992・1545)

特別徴収の開始

平成26年7月1日時点で、新たに次の要件にすべて該当する世帯は、平成26年10月から保険料を受給年金から納める特別徴収になります。該当する世帯に

は、6月に送付した平成26年度国民健康保険料賦課決定通知書で通知しています。

○年額18万円以上の年金を受給している
 ○国保加入者がすべて65歳以上75歳未満(擬制世帯主を含む)
 ○介護保険料と国民健康保険料の合算額が年金受給額の1/2を超えない

※保険料の滞納がない世帯で、平成26年7月末までに口座振替を選択した世帯は、特別徴収の対象世帯であっても、10月以降も引き続き口座振替となります。

※平成27年4・6・8月は、平成27年2月の年金額から特別徴収された保険料額と同額を「仮徴収」として、特別徴収します。

その後、前年中の所得に基づき計算した、当該年度の保険料の年金額から仮徴収した4・6・8月の保険料を差し引いた残りの保険料額を、10・12・2月の3回に分けて特別徴収します。

問合先 保険課保険料係(☎69992・1925)

国民健康保険料 夜間・休日納付相談

平日や昼間、仕事などで忙しい人は利用して下さい。

夜間 10月20(月)・21(火)・23(木)・24(金) いずれも19:30まで
 休日 10月26日(日) 10:00~15:00

ところ 保険収納課、保険課(市役所本館1階、☎6992-1538、1532、1545)

※来庁時は、夜間休日受付出入口(正面玄関側)を利用して下さい。
 ※納付相談などに車で来庁した人を対象に、相談時間帯のみ臨時駐車場を夜間休日受付出入口(正面玄関側)の前に設置していますが、駐車台数に限りがありますので、ご協力をお願いします。

平成26年度税制改正について

地方税法の改正に伴い、市税条例の一部を改正しました。主な内容は次のとおりです。

1. 軽自動車税の税率改正
 ○平成27年度から原動機付自転車、2輪の軽自動車・小型自動車、小型特殊自動車の税率が下表のとおり引き上げられます。

区分	税率(年額)		
	平成26年度まで	平成27年度以後	
原動機付自転車	排気量50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
ミニカー 20cc超50cc以下	2,500円	3,700円	
2輪の軽自動車(125cc超250cc以下)	2,400円	3,600円	
2輪の小型自動車(250cc超)	4,000円	6,000円	
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他(フォークリフトなど)	4,700円	5,900円

○3輪以上の軽自動車などについては、平成27年4月1日以後に新規登録する車両(初めて車両番号の指定を受ける車両)から下表の新税率が適用されます。また、初めて車両番号の指定を受けた月から13年を経過した車両(電気軽自動車などを除く)は平成28年度から、下表の経年重課の税率が適用されます。

区分	税率(年額)		
	平成27年3月31日までに新規登録した車両	平成27年4月1日以後に新規登録した車両	経年重課(登録後13年超)
3輪の軽自動車	3,100円	3,900円	4,600円
4輪乗用営業用	5,500円	6,900円	8,200円
4輪乗用自家用	7,200円	10,800円	12,900円
4輪貨物営業用	3,000円	3,800円	4,500円
4輪貨物自家用	4,000円	5,000円	6,000円

2. 法人市民税の法人税割税率改正
 ○平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、法人市民税の法人税割の税率が引き下げられます。

事業年度	法人税割の税率
平成26年9月30日までに開始した事業年度	14.7%
平成26年10月1日以後に開始する事業年度	12.1%

※今回の税制改正に伴い、平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度の予定申告額について、法人税割は

前事業年度の法人税割額 × $\frac{4.7}{前事業年度の月数}$ となります。

○廃車手続きは平成27年3月31日(火)までに

軽自動車税は毎年4月1日現在で車両を所有(登録)している場合に、1年分の税が課されます。4月2日以後に廃車や名義を変更しても、その年度分の税金を全額納めることになります。

廃車手続きが終わっていない人や、自宅に処分する予定の原動機付自転車などがある人は、平成27年3月31日(火)までに手続きをお願いします。なお、125cc超の二輪車は大阪運輸支局、軽自動車は軽自動車検査協会での手続きとなります。

例月出納検査

市の例月出納検査は、平成26年8月14~25日まで、伊藤正伸、山川勇一、津嶋恭太の各監査委員によって行われ、平成26年7月末日現在における各会計の収支総額は、左表のとおりであり、各会計とも収支については、正確であることが認められました。

問合先 監査委員事務局(☎69992・1795)

会計別	区分	金額(円)
一般会計	収入額	22,058,716,974
	支出額	17,125,349,675
	収支差引額	4,933,367,299
	(繰替え)国民健康保険事業会計へ差引残額	△1,500,000,000
特別会計 公共下水道事業	収入額	1,144,699,185
	支出額	652,702,220
	収支差引額	491,996,965
特別会計 国民健康保険事業	収入額	4,665,305,553
	支出額	5,556,026,649
	収支差引額	△890,721,096
	(繰替え)一般会計より差引残額	1,500,000,000
特別会計 後期高齢者医療事業	収入額	386,298,864
	支出額	249,744,610
	収支差引額	136,554,254
水道事業 会計	収益の部	
	収入	865,619,053
	支出	754,896,912
	収支差引額	110,722,141
	資本の部	
収入	0	
支出	139,135,375	
収支差引額	△139,135,375	